

平成 19 年 9 月 28 日

白馬村 村長
太田 紘熙 殿

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳

住民投票条例制定の要望書

今日多様化した価値観を持つ住民の政治的要請に、議会制民主主義（間接民主主義）は、十分に応えられなくなっています。そこで登場したのが多くの自治体で条例化が進んでいる、直接民主主義的手法の「住民投票制度」です。本村にはその条例がありませんが、合併問題、公共施設の建設など住民の生活に大きな影響があると考えられる事案に、住民の意思を直接反映させることのできる住民投票条例の制定を訴えたいと思います。

ここではごみ問題をめぐる住民投票制度に限って述べます。村長は、新ごみ処理施設の建設を推し進めるためには住民の合意が必要であるとし、その確認方法として次の三つの方法に言及してきました、

1. 住民投票
2. アンケート調査
3. 区長・関係団体の長・議員の意見

村長は、1.については否定的な態度を、2.と3.については「選択肢の一つ」とする態度をとってきています。

私ども「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」は、1. が下記の理由によりベストと考え、至急住民投票条例の策定に動いていただきたく要望する次第です。

記

- 1) 方法の策定の前提条件：
 - (1) 可能な限り客観性の高い結果が得られる方法。

(2) 住民がしがらみや他人の判断に左右されないで、意思表示ができる方法。

2) 前提からみた三つの方法の優劣：

(1) 1. が前提からみてもっとも客観性が高い。ただし、この方法が真に有効性を持つためには、住民にごみ問題の何たるかを周知徹底させる必要があります。そのためには、行政が、賛成と反対の理由を住民に可能な限り客観的に知らせなければなりません。それが担保されない限り、行政主導の説明会を何度開いても無意味です。

(2) 2. は、多くの場合それぞれの家庭でアンケート用紙に回答するため、しがらみや他人の判断から完全に自由な状態での意思表示が担保されない可能性があります。

(3) 3. は、当事者の主観に左右されやすく、民意とはかけ離れた結果を生み出す危険性があります。3.では、住民は自己決定権や意見表明の権利を行使できません。その意味でもっとも非民主的な方法です。

以上の理由から、私どもは1.がベストと判断しています。よって至急条例の策定にむけ第一歩を踏み出していただくよう要望します。